

関税法施行規則の一部を改正する省令（案）新旧対照条文

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>関税法施行規則（昭和四十一年大蔵省令第五十五号）</p> <p>（開港に入港する外国貿易船に係る積荷に関する事項等の報告を要しない場合等）</p> <p>第二条の二（省 略）</p> <p>2 令第十二条第二項ただし書に規定する財務省令で定める場合及び同項ただし書に規定する財務省令で定める時は、次の各号に掲げる報告すべき事項の区分に応じ、当該各号に定める場合及び時とする。</p> <p>一 積荷に関する事項 令第十二条第二項ただし書に規定する財務省令で定める場合は次のイ及びロに掲げる場合とし、同項ただし書に規定する財務省令で定める時は次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める時とする。</p> <p>イ （省 略）</p> <p>ロ 本邦の他の開港又は不開港（以下この項、<u>第二条の五第二項及び第二条の十二第二項</u>において「開港等」という。）を經由して開港に入港する場合であつて、当該他の開港等に入港する際に適用されるべき当該事項を報告すべき期限（令第十二条第二項第一号に定める時又は別表第一の報告期限の欄に定める時をいう。以下ロにおいて同じ。）が、当該他の開港等を經由することなく当該開港に入港するものとした場合の当該事項を報告すべき期限より早く到来することとなる場合 当該他の開港等に入港する際に適用されるべき期限（当該他の開港等が複数</p>	<p>関税法施行規則（昭和四十一年大蔵省令第五十五号）</p> <p>（開港に入港する外国貿易船に係る積荷に関する事項等の報告を要しない場合等）</p> <p>第二条の二 同 上</p> <p>2 同 上</p> <p>一 同 上</p> <p>イ 同 上</p> <p>ロ 本邦の他の開港又は不開港（以下この項、<u>第二条の四第二項及び第二条の八第二項</u>において「開港等」という。）を經由して開港に入港する場合であつて、当該他の開港等に入港する際に適用されるべき当該事項を報告すべき期限（令第十二条第二項第一号に定める時又は別表第一の報告期限の欄に定める時をいう。以下ロにおいて同じ。）が、当該他の開港等を經由することなく当該開港に入港するものとした場合の当該事項を報告すべき期限より早く到来することとなる場合 当該他の開港等に入港する際に適用されるべき期限（当該他の開港等が複数あ</p>

ある場合には、これらの期限のうち最も早く到来するもの)

二 (省 略)

3 令第十二条第三項ただし書に規定する財務省令で定める場合は、次の各号に掲げる場合とし、同項ただし書に規定する財務省令で定める事項は、当該各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事項とする。

- 一 入港した開港における船卸しをしない外国貨物又は法第六十七條(輸出又は輸入の許可)(法第七十五条において準用する場合を含む。)の規定による輸出(積戻しを含む。)の許可を受けて本邦の港で積み込まれた外国貨物を積んでいる外国貿易船の船長が、法第十五条第一項(入港手続)の規定により積荷に関する事項を報告する場合 これらの貨物に係る令第十二条第三項第一号に定める事項

二及び三 (省 略)

(税関空港に入港する外国貿易機に係る積荷に関する事項等の報告を要しない場合等)

第二条の三 (省 略)

2 令第十三条第二項ただし書に規定する財務省令で定める場合及び同項ただし書に規定する財務省令で定める時は、次の各号に掲げる事項の区分に応じ、当該各号に定める場合及び時とする。

- 一 積荷に関する事項 令第十三条第二項ただし書に規定する財務省令で定める場合は次のイ及びロに掲げる場合とし、同項ただし書に規定する財務省令で定める時は次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める時とする。

イ 直前の出発空港から入港しようとする税関空港までの航行時間(航空法施行規則(昭和二十七年運輸省令第五十六号)第四百四十二条第二項第一号へ(六)(航空日誌)に規定する航行時間を

る場合には、これらの期限のうち最も早く到来するもの)

二 同上

3 同上

- 一 入港した開港における船卸しをしない外国貨物又は法第六十七條(輸出又は輸入の許可)(法第七十五条(外国貨物の積戻し)において準用する場合を含む。)の規定による輸出(積戻しを含む。)の許可を受けて本邦の港で積み込まれた外国貨物を積んでいる外国貿易船の船長が、法第十五条第一項(入港手続)の規定により積荷に関する事項を報告する場合 これらの貨物に係る令第十二条第三項第一号に定める事項

二及び三 同上

(税関空港に入港する外国貿易機に係る積荷に関する事項等の報告を要しない場合等)

第二条の三 同上

2 同上

一 同上

イ 直前の出発空港から入港しようとする税関空港までの航行時間(航空法施行規則(昭和二十七年運輸省令第五十六号)第四百四十二条第二項第一号へ(六)に規定する航行時間をいう。以下こ

いう。以下この項、第二条の五第三項及び第二条の十二第三項において同じ。）が三時間以上五時間未満の場合、その税関空港に入港する一時間前

ロ (省 略)

二 (省 略)

3 令第十三条第三項ただし書に規定する財務省令で定める場合は、次の各号に掲げる場合とし、同項ただし書に規定する財務省令で定める事項は、当該各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事項とする。

一 入港した税関空港における取卸しをしない外国貨物又は法第六十七條（輸出又は輸入の許可）（法第七十五條において準用する場合を含む。）の規定による輸出（積戻しを含む。）の許可を受けて本邦の空港で積み込まれた外国貨物を積んでいる外国貿易機の機長が、法第十五條第七項（入港手続）の規定により積荷に関する事項を報告する場合、これらの貨物に係る令第十三条第三項第一号に定める事項

二 (省 略)

4 令第十三条第五項各号に規定する財務省令で定める事項は、次の各号に定めるものとする。

一 令第十三条第五項第一号に規定する事項、予約者（法第十五條第十項に規定する予約者をいう。以下同じ。）が航空運送事業者（同項に規定する航空運送事業者をいう。以下同じ。）の登録会員（航空運送事業者の提供する輸送サービスを利用することで航空運送事業者から特典を受けることができるものとして航空運送事業者に登録している会員をいう。以下同じ。）であるときはその会員番号（当該登録会員であることを特定するために付された番号をいう。以下同じ。）及び等級（当該予約者に係る予約に当該会員番号及び等級が記録されている場合に限る。以下同じ。）

の項、次条第三項及び第二条の八第三項において同じ。）が三時間以上五時間未満の場合、その税関空港に入港する一時間前

ロ 同上

二 同上

3 同上

一 入港した税関空港における取卸しをしない外国貨物又は法第六十七條（輸出又は輸入の許可）（法第七十五條（外国貨物の積戻し）において準用する場合を含む。）の規定による輸出（積戻しを含む。）の許可を受けて本邦の空港で積み込まれた外国貨物を積んでいる外国貿易機の機長が、法第十五條第七項（入港手続）の規定により積荷に関する事項を報告する場合、これらの貨物に係る令第十三条第三項第一号に定める事項

二 同上

その他参考となるべき事項

二 令第十三条第五項第二号に規定する事項 予約番号(当該予約を特定するために付された番号をいい、当該予約が分割されたものであるときは、当該分割前の予約を特定するために付された番号を含む。以下同じ。)、当該予約に係る航空券の支払がクレジットカードで行われるときは当該クレジットカードの番号及びその名義(当該予約に当該クレジットカードの番号及び名義が記録されている場合に限る。以下同じ。)、当該予約が共同運送(運航者(法第十五条第十項に規定する運航者をいう。以下この条において同じ。))以外の航空運送事業者が当該運航者と共同して行う運送であつて、当該運航者の提供する輸送サービスを使用して行うものをいう。以下この条において同じ。)に係るものであるときは共同運送者(当該共同運送に係る運航者以外の航空運送事業者をいう。次条において同じ。)の名称、当該予約に係る旅行者(令第十三条第五項第二号に規定する旅行者をいう。以下同じ。)があるときはその所在地並びに当該予約に係る外国旅行者(外国において旅行業法(昭和二十七年法律第二百三十九号)(第二条第一項(定義))に規定する事業と同様の事業を行う者をいう。以下同じ。)があるときはその名称及び所在地その他参考となるべき事項

三 令第十三条第五項第三号に規定する事項 携帯品番号(予約者が搭乗する外国貿易機に積み込むものとして航空運送事業者が受託した携帯品を特定するために付された番号をいう。)その他参考となるべき事項

四 令第十三条第五項第四号に規定する事項 搭乗手続番号(当該手続を管理するために付された番号をいう。以下同じ。)その他参考となるべき事項

（税関空港に入港しようとする外国貿易機に係る予約者等に関する事項の報告者等）

第二条の四 法第十五条第十項（入港手続）に規定する財務省令で定める者は、共同運送者とする。

2 法第十五条第十一項に規定する財務省令で定める措置は、税関長が電磁的記録（同項に規定する電磁的記録をいう。以下同じ。）を利用して同条第十項に規定する事項に係る情報を常に閲覧することができる状態に置く措置とする。

（開港に入港する特殊船舶等に係る旅客に関する事項等の報告を要しない場合等）

第二条の五 （省 略）

2と4 （省 略）

5 令第十四条第八項各号に規定する財務省令で定める事項は、次の各号に定めるものとする。

一 令第十四条第八項第一号に規定する事項 予約者が航空運送事業者の登録会員であるときはその会員番号及び等級その他参考となるべき事項

二 令第十四条第八項第二号に規定する事項 予約番号、当該予約に係る航空券の支払がクレジットカードで行われるときは当該クレジットカードの番号及びその名義、当該予約が共同運送（運航者（法第十五条の三第四項に規定する運航者をいう。以下この条において同じ。）以外の航空運送事業者が当該運航者と共同して行う運送であつて、当該運航者の提供する輸送サービスを使用して行うものをいう。以下この条において同じ。）に係るものであるときは共同運送者（当該共同運送に係る運航者以外の航空運送事業者をいう。次条において同じ。）の名称、当該予約に係る旅行者があるときはその所在地並びに当該予約に係る外国旅行業

（開港に入港する特殊船舶等に係る旅客に関する事項等の報告を要しない場合等）

第二条の四 同 上

2と4 同 上

者があるときはその名称及び所在地その他参考となるべき事項

三 令第十四条第八項第三号に規定する事項 携帯品番号（予約者が搭乗する特殊航空機（法第十五条の三第四項に規定する特殊航空機をいう。以下同じ。）に積み込むものとして航空運送事業者が受託した携帯品を特定するために付された番号をいう。）その他参考となるべき事項

四 令第十四条第八項第四号に規定する事項 搭乗手続番号その他参考となるべき事項

（税関空港に入港しようとする特殊航空機に係る予約者等に関する事項の報告者等）

第二条の六 法第十五条の三第四項（特殊船舶等の入港手続）に規定する財務省令で定める者は、共同運送者とする。

2 法第十五条の三第五項に規定する財務省令で定める措置は、税関長が電磁的記録を利用して同条第四項に規定する事項に係る情報を常に関連することができている状態に置く措置とする。

（出港の際に提出を求められる書面に係る記載の省略事項）

第二条の七 （省略）

2 （省略）

（外国貿易船等に係る短期出港等の場合に該当しないこととなる時）

第二条の八 （省略）

2 令第十六条の二第三項ただし書に規定する財務省令で定める場合及び同項ただし書に規定する財務省令で定める時は、積荷に関する事項について、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める時とする。

（出港の際に提出を求められる書面に係る記載の省略事項）

第二条の五 同上

2 同上

（外国貿易船等に係る短期出港等の場合に該当しないこととなる時）

第二条の六 同上

2 同上

一 その開港への入港の時から出港することなく二十四時間（その時間が行政機関の休日（行政機関の休日に関する法律（昭和六十二年法律第九十一号）第一条第一項各号（行政機関の休日）に掲げる日をいう。以下この号において同じ。）に含まれる場合においては、その行政機関の休日に含まれる時間を除いて計算する。）を経過することとなる場合（その間に乗組員の携帯品、郵便物及び船用品以外の貨物の積卸しを行わない場合に限る。）その開港への入港の時から二十二時間を経過する時

二 五（省 略）

3 及び 4（省 略）

（特殊船舶等に係る短期出港等の場合に該当しないこととなる時）

第二条の九（省 略）

2（省 略）

（不開港に入港しようとする外国貿易機に係る予約者等に関する事項）

第二条の十 令第十八条第三項各号（不開港出入の許可の申請等）に規定する財務省令で定める事項は、次の各号に定めるものとする。

一 令第十八条第三項第一号に規定する事項 予約者が航空運送事業者の登録会員であるときはその会員番号及び等級その他参考となるべき事項

二 令第十八条第三項第二号に規定する事項 予約番号、当該予約に係る航空券の支払がクレジットカードで行われるときは当該クレジットカードの番号及びその名義、当該予約が共同運送（運航者（法第二十条第三項（不開港への出入）に規定する運航者をいう。以下この条において同じ。）以外の航空運送事業者が当該運航者と共同して行う運送であつて、当該運航者の提供する輸送サ

一 その開港への入港の時から出港することなく二十四時間（その時間が行政機関の休日（行政機関の休日に関する法律（昭和六十二年法律第九十一号）第一条第一項各号に掲げる日をいう。以下この号において同じ。）に含まれる場合においては、その行政機関の休日に含まれる時間を除いて計算する。）を経過することとなる場合（その間に乗組員の携帯品、郵便物及び船用品以外の貨物の積卸しを行わない場合に限る。）その開港への入港の時から二十二時間を経過する時

二 五 同 上

3 及び 4 同 上

（特殊船舶等に係る短期出港等の場合に該当しないこととなる時）

第二条の七 同 上

2 同 上

ービスを使用して行うものをいう。以下この条において同じ。）に係るものであるときは共同運送者（当該共同運送に係る運航者以外の航空運送事業者をいう。次条において同じ。）の名称、当該予約に係る旅行者があるときはその所在地並びに当該予約に係る外国旅行者があるときはその名称及び所在地その他参考となるべき事項

三 令第十八条第三項第三号に規定する事項 携帯品番号（予約者が搭乗する外国貿易機に積み込むものとして航空運送事業者が受託した携帯品を特定するために付された番号をいう。）その他参考となるべき事項

四 令第十八条第三項第四号に規定する事項 搭乗手続番号その他参考となるべき事項

（不開港に入港しようとする外国貿易機に係る予約者等に関する事項の報告者等）

第二十条の十一 法第二十条第三項（不開港への出入）に規定する財務省令で定める者は、共同運送者とする。

2 法第二十条第四項に規定する財務省令で定める措置は、税関長が電磁的記録を利用して同条第三項に規定する事項に係る情報を常に閲覧することができる状態に置く措置とする。

（不開港に入港する特殊船舶等に係る旅客に関する事項等の報告を要しない場合等）

第二十条の十二 （省 略）

2 4 （省 略）

5 令第十八条の二第八項各号に規定する財務省令で定める事項は、次の各号に定めるものとする。

一 令第十八条の二第八項第一号に規定する事項 予約者が航空運

（不開港に入港する特殊船舶等に係る旅客に関する事項等の報告を要しない場合等）

第二十条の八 同上

2 4 同上

送事業者の登録会員であるときはその会員番号及び等級その他参考となるべき事項

二 令第十八条の二第八項第二号に規定する事項 予約番号、当該予約に係る航空券の支払がクレジットカードで行われるときは当該クレジットカードの番号及びその名義、当該予約が共同運送（運航者（法第二十条の二第四項に規定する運航者をいう。以下この条において同じ。）以外の航空運送事業者が当該運航者と共同して行う運送であつて、当該運航者の提供する輸送サービスを使用して行うものをいう。以下この条において同じ。）に係るものであるときは共同運送者（当該共同運送に係る運航者以外の航空運送事業者をいう。次条において同じ。）の名称、当該予約に係る旅行者があるときはその所在地並びに当該予約に係る外国旅行者があるときはその名称及び所在地その他参考となるべき事項

三 令第十八条の二第八項第三号に規定する事項 携帯品番号（予約者が搭乗する特殊航空機に積み込むものとして航空運送事業者が受託した携帯品を特定するために付された番号をいう。）その他参考となるべき事項

四 令第十八条の二第八項第四号に規定する事項 搭乗手続番号その他参考となるべき事項

（不開港に入港しようとする特殊航空機に係る予約者等に関する事項の報告者等）

第二条の十三 法第二十条の二第四項（特殊船舶等の不開港への出入）に規定する財務省令で定める者は、共同運送者とする。

2 法第二十条の二第五項に規定する財務省令で定める措置は、税関長が電磁的記録を利用して同条第四項に規定する事項に係る情報を常に閲覧することができる状態に置く措置とする。

(申請書の記載事項)

第七条の三 令第五十五条の五第一項第三号(特定保税運送者の承認の申請の手続等)に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。ただし、当該事項が同条第二項に規定する規則に記載されている場合その他の事由により税関長がその記載の必要がないと認めるときは、その必要がないと認める事項の記載を省略させることができる。

一及び二 (省 略)

三 次に掲げる業務に直接携わる担当者の氏名、性別、生年月日、職名及び履歴

イ 特定保税運送に関する業務等(法第六十三条の二第一項(保税運送の特例)に規定する特定保税運送に関する業務及び法第六十七条の三第一項(輸出申告の特例)に規定する運送に関する業務をいう。以下ロ及び第五号イ並びに次条第一号イ(2)及びニ並びに第二号イ(2)及びビニにおいて同じ。)

ロ (省 略)

四及び五 (省 略)

(特例輸入者についての規定の準用)

第八条 第一条の三の規定は、法第六十七条の三第一項第一号(輸出申告の特例)に規定する特定輸出者について準用する。この場合において、第一条の三中「関税法第七条の九第二項」とあるのは「関税法第六十七条の八第二項」と、「関税法第七条の九第一項の規定により備付け及び保存をしなければならないこととされている帳簿」とあるのは「関税法第六十七条の八第一項の規定により備付け及び保存をしなければならないこととされている同項に規定する帳簿」と、「仕出人」とあるのは「仕向人」と、「輸入の許可の年月日

(申請書の記載事項)

第七条の三 同 上

一及び二 同 上

三 同 上

イ 特定保税運送に関する業務等(法第六十三条の二第一項(保税運送の特例)に規定する特定保税運送に関する業務及び法第六十七条の三第二項(輸出申告の特例)に規定する運送に関する業務をいう。以下ロ及び第五号イ並びに次条第一号イ(2)及びニ並びに第二号イ(2)及びビニにおいて同じ。)

ロ 同 上

四及び五 同 上

(特例輸入者についての規定の準用)

第八条 第一条の三の規定は、法第六十七条の三第一項第一号(輸出申告の特例)に規定する特定輸出者について準用する。この場合において、第一条の三中「関税法第七条の九第二項」とあるのは「関税法第六十七条の六第二項」と、「関税法第七条の九第一項の規定により備付け及び保存をしなければならないこととされている帳簿」とあるのは「関税法第六十七条の六第一項の規定により備付け及び保存をしなければならないこととされている同項に規定する帳簿」と、「仕出人」とあるのは「仕向人」と、「輸入の許可の年月日

「とあるのは「輸出の許可の年月日」と、「関税法第七条の九第一項の規定により保存をしなければならないこととされている書類」とあるのは「関税法第六十七条の八第一項の規定により保存をしなければならないこととされている同項に規定する書類」と、「関税法施行令第四条の十二第一項に規定する特例申告貨物の取引に関して、相手から受け取った仕入書、請求書、原産地証明書、契約書、領収書及び自己の作成した発注書その他これらに準ずる書類」とあるのは「関税法施行令第五十九条の十二第一項に規定する特定輸出貨物の取引に関する契約書、仕入書その他これらに準ずる書類」と、「関税法施行令第四条の十二第四項」とあるのは「関税法施行令第五十九条の十二第四項」と、「関税法第七条の二第一項の承認をした税関長」とあるのは「関税法第六十七条の三第一項第一号の承認をした税関長」と読み替えるものとする。

(貨物確認書の記載事項)

第八条の二 令第五十九条の九第六号(貨物確認書の記載事項)に規定する財務省令で定める事項とは、次に掲げる事項とする。

一 四 (省 略)

(法令遵守規則の記載事項)

第八条の三 法第六十七条の六第三号(承認の要件)に規定する財務省令で定める事項とは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事項とする。

- 一 承認を受けようとする者が法人である場合 次に掲げる事項
- イ 法及び他の法令(以下この条において「法令」という。)を遵守するために必要な体制を整えるための次に掲げる事項

(1) (省 略)

(2) 特定輸出申告(法第六十七条の三第六項(輸出申告の特例

「とあるのは「輸出の許可の年月日」と、「関税法第七条の九第一項の規定により保存をしなければならないこととされている書類」とあるのは「関税法第六十七条の六第一項の規定により保存をしなければならないこととされている同項に規定する書類」と、「関税法施行令第四条の十二第一項に規定する特例申告貨物の取引に関して、相手から受け取った仕入書、請求書、原産地証明書、契約書、領収書及び自己の作成した発注書その他これらに準ずる書類」とあるのは「関税法施行令第五十九条の九第一項に規定する特定輸出貨物の取引に関する契約書、仕入書その他これらに準ずる書類」と、「関税法施行令第四条の十二第四項」とあるのは「関税法施行令第五十九条の九第四項」と、「関税法第七条の二第一項の承認をした税関長」とあるのは「関税法第六十七条の三第一項第一号の承認をした税関長」と読み替えるものとする。

(貨物確認書の記載事項)

第八条の二 令第五十九条の七第六号(貨物確認書の記載事項)に規定する財務省令で定める事項とは、次に掲げる事項とする。

一 四 同 上

(法令遵守規則の記載事項)

第八条の三 法第六十七条の四第三号(承認の要件)に規定する財務省令で定める事項とは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事項とする。

- 一 同 上
- イ 同 上

(1) 同 上

(2) 特定輸出申告(法第六十七条の三第二項(輸出申告の特例

（）に規定する特定輸出申告をいう。以下同じ。）に関する業務を行う部門の名称並びに責任者の氏名及び職名

(3) 特定輸出貨物（法第六十七条の八第一項（帳簿の備付け等）に規定する特定輸出貨物をいう。以下同じ。）の管理に関する業務を行う部門の名称並びに責任者の氏名及び職名

(4) （省略）

ロ ホ （省略）

ヘ 帳簿書類（法第六十七条の八第一項に規定する帳簿書類をいう。以下この条において同じ。）の作成、保管及び管理に関する事項

ト ヌ 又 （省略）

二 （省略）

（申請書の記載事項）

第八条の四 令第五十九条の十六第一項第三号（認定製造者の認定の申請の手続等）に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。ただし、当該事項が同条第二項に規定する規則に記載されている場合その他の事由により税関長がその記載の必要がないと認めるときは、その必要がないと認める事項の記載を省略させることができる。

一 申請者（令第五十九条の十六第一項に規定する申請者をいう。

次号及び第七号において同じ。）（その者が法人である場合を除く。）の性別、生年月日及び履歴

二及び三 （省略）

四 特定製造貨物輸出者（令第五十九条の十六第一項第二号に規定する特定製造貨物輸出者をいう。次号及び第八号において同じ。

）（その者が法人である場合を除く。）の性別、生年月日及び履

（）に規定する特定輸出申告をいう。以下同じ。）に関する業務を行う部門の名称並びに責任者の氏名及び職名

(3) 特定輸出貨物（法第三十条第一項第五号（外国貨物を置く場所の制限）に規定する特定輸出貨物をいう。以下同じ。）の管理に関する業務を行う部門の名称並びに責任者の氏名及び職名

(4) 同上

ロ ホ 同上

ヘ 帳簿書類（法第六十七条の六第一項（帳簿の備付け等）に規定する帳簿書類をいう。以下この条において同じ。）の作成、保管及び管理に関する事項

ト ヌ 又 同上

二 同上

（申請書の記載事項）

第八条の四 令第五十九条の十四第一項第三号（認定製造者の認定の申請の手続等）に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。ただし、当該事項が同条第二項に規定する規則に記載されている場合その他の事由により税関長がその記載の必要がないと認めるときは、その必要がないと認める事項の記載を省略させることができる。

一 申請者（令第五十九条の十四第一項に規定する申請者をいう。

次号及び第七号において同じ。）（その者が法人である場合を除く。）の性別、生年月日及び履歴

二及び三 同上

四 特定製造貨物輸出者（令第五十九条の十四第一項第二号に規定する特定製造貨物輸出者をいう。次号及び第八号において同じ。

）（その者が法人である場合を除く。）の性別、生年月日及び履

歴

五 (省 略)

六 特定製造貨物輸出申告（法第六十七条の三第四項（輸出申告の特例）に規定する特定製造貨物輸出申告をいう。）に関する業務に直接携わる担当者の氏名、性別、生年月日、職名及び履歴

七 九 (省 略)

(届出書の記載事項)

第九条 令第五十九条の十七第四号（認定製造者の認定を受けている必要がなくなつた旨の届出の手續）に規定する財務省令で定める事項は、法第六十七条の十三第一項（製造者の認定）の認定を受けている必要がなくなつた理由とする。

(申請書の記載事項)

第九条の六 令第六十九条第一項第三号（認定通関業者の認定の申請の手續等）に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。ただし、当該事項が同条第二項に規定する規則に記載されている場合その他の事由により税関長がその記載の必要がないと認めるときは、その必要がないと認める事項の記載を省略させることができる。

一 五 (省 略)

六 前号に規定する営業所のうち、特例申告貨物（法第七条の二第二項（申告の特例）に規定する特例委託輸入者に係るものに限る。次条第一号及び第九条の八第一号イ(2)において同じ。）に係る輸入申告及び特例申告を行う予定の営業所並びに特定委託輸出申告（法第六十七条の三第六項（輸出申告の特例）に規定する特定委託輸出申告をいう。以下同じ。）を行う予定の営業所の名称

七 (省 略)

歴

五 同 上

六 特定製造貨物輸出申告（法第六十七条の三第二項（輸出申告の特例）に規定する特定製造貨物輸出申告をいう。）に関する業務に直接携わる担当者の氏名、性別、生年月日、職名及び履歴

七 九 同 上

(届出書の記載事項)

第九条 令第五十九条の十五第四号（認定製造者の認定を受けている必要がなくなつた旨の届出の手續）に規定する財務省令で定める事項は、法第六十七条の十三第一項（製造者の認定）の認定を受けている必要がなくなつた理由とする。

(申請書の記載事項)

第九条の六 同 上

一 五 同 上

六 前号に規定する営業所のうち、特例申告貨物（法第七条の二第二項（申告の特例）に規定する特例委託輸入者に係るものに限る。次条第一号及び第九条の八第一号イ(2)において同じ。）に係る輸入申告及び特例申告を行う予定の営業所並びに特定委託輸出申告（法第六十七条の三第二項（輸出申告の特例）に規定する特定委託輸出申告をいう。以下同じ。）を行う予定の営業所の名称

七 同 上

(税関長の権限の委任に係る所轄の意義)

第十二条 令第九十二条第一項(税関長の権限の委任)の規定により委任される同項第一号に掲げる権限に係る処分の対象となる事項の所轄については、管轄区域によるものとする。ただし、これによることが適当でないと認めるときは、税関長が別に定める所轄によることができる。

別表第二(第二条の二、第二条の五及び第二条の十二関係)

本邦以外の地域(外国とみなす地域を含む。)	本邦の地域
(省略)	(省略)

別表第二(第二条の二、第二条の四及び第二条の八関係)

本邦以外の地域(外国とみなす地域を含む。)	本邦の地域
同上	同上

改 正 案

輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律施行規則（平成十九年財務省令第五十一号）（附則第二項関係）

（帳簿の記載事項）

第四条 関税法施行規則第九条の五（帳簿の記載事項）の規定は、輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律施行令（昭和三十年政令第百号。以下「令」という。）第六条の二第二項において準用する関税法施行令（昭和二十九年政令第百五十号）第六十八条の三第一項（帳簿の記載事項等）に規定する財務省令で定めるものについて準用する。この場合において、同規則第九条の五中「令第六十八条の三第一項第一号」とあるのは「輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律施行令第六条の二第二項（郵便事業株式会社による内国消費税の納付に係る納付期日等）において準用する令第六十八条の三第一項第一号」と、「法第七十七条第一項（郵便物の関税の納付等）」とあるのは「輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律第七条第一項（郵便物の内国消費税の納付等）」と読み替えるものとする。

（税関長の権限の委任に係る所轄の意義）

第五条 関税法施行規則第十二条（税関長の権限の委任に係る所轄の意義）の規定は、令第三十条第一項の規定により委任される同項第一号に掲げる権限に係る処分の対象となる事項の所轄について、準用する。

現 行

輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律施行規則（平成十九年財務省令第五十一号）（附則第二項関係）

（帳簿の記載事項）

第四条 関税法施行規則第九条の五（帳簿の記載事項）の規定は、輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律施行令（昭和三十年政令第百号）第六条の二第二項において準用する関税法施行令（昭和二十九年政令第百五十号）第六十八条の三第一項（帳簿の記載事項等）に規定する財務省令で定めるものについて準用する。この場合において、同規則第九条の五中「令第六十八条の三第一項第一号」とあるのは「輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律施行令第六条の二第二項（郵便事業株式会社による内国消費税の納付に係る納付期日等）において準用する令第六十八条の三第一項第一号」と、「法第七十七条第一項（郵便物の関税の納付等）」とあるのは「輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律第七条第一項（郵便物の内国消費税の納付等）」と読み替えるものとする。

